

海外募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はルック JTBなど本文第2項に掲げる各社の海外募集型企画旅行に適用します

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行

- (1) この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
○(株) JTB（東京都品川区東品川1-2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号）
○(株) JTBガーラック（東京都品川区東品川1-2-3-11 観光庁長官登録旅行業第712号）
○(株) JTB沖縄（沖縄県那覇市旭町112-1 観光庁長官登録旅行業第1492号）
○(株) JTBグローバルマーケティング＆トラベル（東京都品川区東品川1-2-3-14 観光庁長官登録旅行業第1723号）
○(株) JTBビジネスパッケージ（東京都港区港南1-6-31 観光庁長官登録旅行業第1776号）
○(株) JTBビジネスラベルソリューションズ（東京都江東区豊洲5-6-52 観光庁長官登録旅行業第1571号）
(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

3 - 1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は受託販売欄に記載された当社の受託営業所（以下「当社」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。当社の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	申込金（おひとり）
出発日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日まで	出発日の前日以前
50万円以上	10万円以上旅行代金まで
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで
20万円以上30万円未満	4万円以上旅行代金の20%以内
15万円以上20万円未満	3万円以上旅行代金まで
10万円以上15万円未満	2万円以上旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで
	旅行代金の20%

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨の通知をお客様に到達した日よりから起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなされたものとして取り扱います。
②お客様が旅行予約サイトで予約・支払う方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日よりから起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第25項の通信契約による旅行条件を適用し、第25項(3)の定めにより契約が成立します。
(3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)①に記入申込金を当社から受領したときに、また、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、電話、郵便、ファクシミリ、及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。
④当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
⑤契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
⑥当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
⑦当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後ににおいて、あらためて契約責任者が選出した構成者を契約責任者とみなします。

3 - 2. ウエイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、当社は、将来の旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に到着した時に成立するものとします。
(4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(5) 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1) 18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
(7) 前号よりお申し出を受けた場合、当社は、可能な限り合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出していくことがあります。
(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なおお客様らのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
(9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し出の日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
(10) お客様がご旅行中に疾病・傷害その他の事由により、医師の診断又是治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
(11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、又は団体行動の円滑な実施を妨げおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアプロード等でご案内することができます。

6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目からたる日以降、21日目からたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第25項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無して旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第14項記載の交換手数料をお支払いただけます。この場合のカード利用料は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日をいたします。

7. 旅行代金について

- 「旅行代金」は、第3-1項の「申込金」、第15項(1)の①のアの「取消料」、第15項(1)の②のアの「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」アプロード「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船旅、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用できるコースがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。）
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭・宿泊場所へ旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
(6) 航空機による手荷物の運搬料金
航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを行なうものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。）
(7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）
但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーターによる運搬していただく場合があります。
(8) 添乗員同行コースの共同費用
添乗員同行コースの共同費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徵収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。
(3) クーリング代、電話代、ホテル代、レートラン・従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
(4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
(5) 希望者のみが参加するオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
(6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徵収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます。）
(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(8) 日本国内の空港施設使用料等
(9) 日本国における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(10) 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等（ただし、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(11) 特別な配慮・処置に要した費用
(12) インターネットを通したサービス提供による通信料
10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- ① お1人部屋を使用される場合の追加代金。
② ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
③ 「食事なしプラン」等の基本となる「食事つきプラン」等の差額代金。
④ ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
⑤ ホームページ・パンフレット等で当社が「F-C・プレミアムエコノミークラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
⑥ 国内線特別代金プラン
⑦ その他ホームページ・パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。
(2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
① ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することに設定した1人あたりの割引代金。
② ホームページ・パンフレット等で当社が「早期割引」と称するもの。
③ その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由によって旅券・査証等の取得ができないものと責任を負いません。

- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券等に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。
(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載ある場合を除き、IT運賃（包括旅行用運賃）を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用する場合が条件となっています。お客様のご都合による復路もしくは一部区間の便に搭乗されなかた場合は、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求させていただくことがあります。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以前にお客様に通知いたします。
(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大額の減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当契約内容の変更のための手数料を除く）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交換

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡す

